

国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由																				
<p>本則                      (安全保障輸出管理統括責任者)                      第9条 別表に掲げる組織等に、安全保障輸出管理責任者(以下「責任者」という。)を置き、同表に定める者をもって充てる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 608 1010 900"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>安全保障輸出管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部及び科学博物館</td> <td>総務部総務課長</td> </tr> <tr> <td>財務部及び環境安全管理センター</td> <td>財務部財務課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	安全保障輸出管理責任者	(略)	(略)	総務部及び科学博物館	総務部総務課長	財務部及び環境安全管理センター	財務部財務課長	(略)	(略)	<p>本則                      (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1072 608 1906 900"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>安全保障輸出管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部、科学博物館及び環境安全管理センター</td> <td>総務部総務課長</td> </tr> <tr> <td>財務部</td> <td>財務部財務課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	安全保障輸出管理責任者	(略)	(略)	総務部、科学博物館及び環境安全管理センター	総務部総務課長	財務部	財務部財務課長	(略)	(略)	
組織名	安全保障輸出管理責任者																					
(略)	(略)																					
総務部及び科学博物館	総務部総務課長																					
財務部及び環境安全管理センター	財務部財務課長																					
(略)	(略)																					
組織名	安全保障輸出管理責任者																					
(略)	(略)																					
総務部、科学博物館及び環境安全管理センター	総務部総務課長																					
財務部	財務部財務課長																					
(略)	(略)																					

附 則 (規程第 52 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。